

清水町企業立地促進条例（平成4年清水町条例第19号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、清水町における企業の振興と立地を促進するため、町内に工場、ソフトウェアハウス、 <u>試験研究施設、観光施設又は農林水産物等販売業</u> を新設し、又は増設する者に対して必要な助成措置を講じ、清水町の経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、清水町における企業の振興と立地を促進するため、町内に工場、ソフトウェアハウス、 <u>試験研究施設又は観光施設</u> を新設し、又は増設する者に対して必要な助成措置を講じ、清水町の経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) <u>農林水産物等販売業 過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したもの</u> を店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。	
(6) (略)	(5) (略)
(助成の措置等)	(助成の措置等)
第4条 町長は、前条第3項の規定による指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に対し、基準年度から5年間に限り、各年度の当該工場、ソフトウェア施設、 <u>試験研究施設、観光施設又は農林水産物等販売業</u> （以下「工場等」という。）の設置に係る固定資産税相当額に、新設又は増設に伴い新たに雇用される従業者数に36万円を乗じて得た額（3,600万円を限度とする。）を合算して補助金として交付する。ただし、清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例（平成12年清水町条例第43号。以下この項において「関係条例」という。）の適用を受け、課税を免除されたものについては、関係条例により適用期間の免除される固定資産税相当額は交付しない。	第4条 町長は、前条第3項の規定による指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に対し、基準年度から5年間に限り、各年度の当該工場、ソフトウェア施設、 <u>試験研究施設又は観光施設</u> （以下「工場等」という。）の設置に係る固定資産税相当額に、新設又は増設に伴い新たに雇用される従業者数に36万円を乗じて得た額（3,600万円を限度とする。）を合算して補助金として交付する。ただし、清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例（平成12年清水町条例第43号。以下この項において「関係条例」という。）の適用を受け、課税を免除されたものについては、関係条例により適用期間の免除される固定資産税相当額は交付しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。